

原油高対策認定要件及び必要書類について

【認定要件】

国の指定する「業況の悪化している業種」に該当し、かつ、①原油等の仕入単価が20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていることが必要です。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 2部

※ 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を、記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し(事業所の所在地と業種名の記載があるもの※)、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地と業種名の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

※ ただし、直近の確定申告書において、申請する業種が記載されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの(許認可証の写し、売上傳票の写し等)

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの(伝票等)

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの(試算表、売上台帳等)

<法人>

(1) 現在事項全部証明書(登記簿謄本等)またはその写し(3か月以内)・・・1通

※ ただし、現在事項全部証明書(登記簿謄本等)において、申請する業種が登記されていない場合には、申請する業種を営んでいることがわかるもの(許認可証の写し、売上傳票の写し等)

(2) 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの(伝票等)

(3) 最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの(試算表、売上台帳等)

【留意事項】

1 この認定とは別に、金融機関、広島県信用保証協会による金融上の審査があります。

2 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状(代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意)が必要です。

<p>【申請・問い合わせ先】 (公財)広島市産業振興センター 中小企業支援センター 〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシス・ビル TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570</p>
<p>【問い合わせ先】 広島市役所 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259</p>